

松江市告示第 184 号

松江市がん検診等実施要綱（平成 22 年松江市告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(実施回数)</p> <p>第 6 条 同一の者に対して行うがん検診等の回数は、原則として 1 人につき <u>1 年に 1 回</u> とする。ただし、乳がん検診及び胃がん検診は原則として 1 人につき 2 年に 1 回とする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第 7 条 がん検診等の<u>実施主体は松江市とし</u>、市長が医療機関、島根県環境保健公社及び島根県厚生農業協同組合連合会(以下「医療機関等」という。)に<u>委託</u>して実施するものとする。</p> <p>(無料券の申請及び交付決定等)</p> <p>第 12 条 第 10 条第 2 号に該当する者(以下この条において「申請者」という。)は、受診日の <u>20 日前</u>までに市長に対し、市民税非課税世帯無料券交付申請書(様式第 4 号)を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、申請者から前項の _____ 申請書の提出があったときは、速やかにその</p>	<p>(実施回数)</p> <p>第 6 条 同一の者に対して行うがん検診等の回数は、原則として 1 人につき <u>年 1 回</u> とする。ただし、乳がん検診及び胃がん検診は原則として 1 人につき 2 年に 1 回とする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第 7 条 がん検診等は _____、市長が医療機関、島根県環境保健公社及び島根県厚生農業協同組合連合会(以下「医療機関等」という。)へ<u>委託</u>して実施するものとする。</p> <p>(無料券の申請及び交付決定等)</p> <p>第 12 条 第 10 条第 2 号に該当する者(以下この条において「申請者」という。)は、受診日の <u>10 日前</u>までに市長に対し、市民税非課税世帯無料券交付申請書(様式第 4 号)を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、申請者から前項の<u>規定により</u>申請書の提出があったときは、速やかにその</p>

内容を審査し、市民税の課税状況等の調査を行い、自己負担金の免除を受ける資格があると認めるときは、申請者に対し、その旨を市民税非課税世帯無料券交付決定通知書(様式第5号)により通知するとともに、市民税非課税世帯無料券(様式第6号。以下「無料券」という。)を交付する。

- 3 市長は、前項の書類審査及び市民税の課税状況等の調査により、自己負担金の免除を受ける資格がないと認めるときは、申請者に対し、その旨を市民税非課税世帯無料券交付不承諾通知(様式第7号)により通知する。

(無料券の再交付)

第13条 無料券の交付を受けた者が無料券を破損し、又は亡失したことにより無料券の再交付を必要とするときの当該再交付の申請等については、前条の規定を準用する。

(自己負担金の免除の取消し等)

第14条 略

- 2 市長は、無料券の交付を受けた者が当該無料券を使用する前に前項各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該無料券の_____交付決定を取り消し、その返還を求めることができる。

(免除の特例)

第15条 市長は、医療機関等でがん検診等を受診し、当該医療機関等に自己負担金を支払った受診者(第10条各号に掲げる者であって、当該各号に定める書類を所持しているにもかかわらず提示しなかった者を

内容を審査し、市民税の課税状況等の調査を行い、自己負担金の免除を受ける資格があると認めるときは、_____市民税非課税世帯無料券交付決定通知書(様式第5号)により通知するとともに、市民税非課税世帯無料券(様式第6号。以下「無料券」という。)を交付する。

- 3 市長は、前項の書類審査及び市民税の課税状況等の調査により、自己負担金の免除を受ける資格がないと認めるときは、_____市民税非課税世帯無料券交付不承諾通知(様式第7号)により通知する。

(無料券の再交付)

第13条 無料券の交付を受けた者が無料券を破損し、又は亡失したことにより無料券の再交付を必要とするときは、再度前条第1項に規定する申請を行うものとする。

(自己負担金の免除の取消し等)

第14条 略

- 2 市長は、無料券の交付を受けた者が当該無料券を使用する前に前項各号のいずれかに該当することを知ったときは、当該無料券について、交付決定を取り消し、_____返還を求めることができる。

(免除の特例)

第15条 市長は、医療機関等でがん検診等を受診し、当該医療機関等に自己負担金を支払った受診者_____

除く。)に特別な事情があると認めるときは、第 11 条の規定にかかわらず、当該受診者が支払った _____ 自己負担金額を償還するものとする。

別表(第 2 条、第 3 条、第 9 条関係)

略				
子宮がん検診	略			
	略	子宮頸部の細胞診を受診する 25 歳以上の女性	略 個別検診	800
乳がん検診	略	略		
		50 歳以上の女性 (前年度受診した者を除く。)	集団検診 及び個別 検診	800
略				

備考 略

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

がん検診等の対象者認定申請書

(あて先)松江市長

住所

申請者 氏名

略

様式第 4 号(第 12 条関係)

年度 市民税非課税世帯無料券交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住所

申請者 氏名

略

※受診予定日の **20 日前**までに申請してください。

略

様式第 8 号(第 15 条関係)

_____に特別な事情があると認めるときは、第 11 条の規定にかかわらず、当該受診者に対して、受診した検診の種類に応じて別表に定める自己負担金額を償還するものとする。

別表(第 2 条、第 3 条、第 9 条関係)

略				
子宮がん検診	略			
	略	子宮頸部の細胞診を受診する 25 歳以上の女性	略 個別検診	700
乳がん検診	略	略		
		50 歳以上の女性 (前年度受診した者を除く。)	集団検診 個別検診	800 700
略				

備考 略

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

がん検診等の対象者認定申請書

(あて先)松江市長

住所

申請者 氏名



略

様式第 4 号(第 12 条関係)

年度 市民税非課税世帯無料券交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住所

申請者 氏名




略

※受診予定日の **10 日前**までに申請してください。

略

様式第 8 号(第 15 条関係)

年 月 日	年 月 日
がん検診等負担金償還払い申請書 (あて先)松江市長	がん検診等負担金償還払い申請書 (あて先)松江市長
住所	住所
申請者 氏名	申請者 氏名
略	略 

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。